

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略)</p> <p><u>令和2年2月28日 一部改正</u></p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略)</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第3条～第4条 (略)</p>	<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第3条～第4条 (略)</p>	
<p>(免責)</p> <p>第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の<u>役員、代理人若しくは使用人</u> (以下「被保険者等」という。)の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>二～三 (略)</p> <p><u>四 輸出契約に関して被保険者等による不正競争防止法(平成5年法律第47号)又は刑法(明治40年法律第45号)の贈賄に関する規定違反があった場合において生じた損失</u></p> <p><u>五 保険契約の締結後、保険の目的が輸出契約以外の契約となった場合において、当該契約に係る債権について生じた損失</u></p> <p><u>六 起算点(輸出貨物の船積み時又は到着をいう。)から輸出貨物の代金の決済期限までの期間が180日を超える輸出契約に係る損失</u></p> <p><u>七 第8条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第2条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</u></p> <p><u>八 保険契約の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第2条第10号又は第11号のいずれかに該当する事由により生じた損失</u></p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>九 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申</u></p>	<p>(免責)</p> <p>第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人(以下「被保険者等」という。)の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>二～三 (略)</p> <p><u>四 保険契約の締結後、保険の目的が輸出契約以外の契約となった場合において、当該契約に係る債権について生じた損失</u></p> <p><u>五 起算点(輸出貨物の船積み時又は到着をいう。)から輸出貨物の代金の決済期限までの期間が180日を超える輸出契約に係る損失</u></p> <p><u>六 第8条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第2条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</u></p> <p><u>七 保険契約の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第2条第10号又は第11号のいずれかに該当する事由により生じた損失</u></p> <p>イ～ニ (略)</p>	

新	旧	備考
<p>告があることにより、この約款の引受対象について日本貿易保険が別に定める条件を満たさない輸出契約について保険契約が締結された場合において生じた損失</p> <p><u>十 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約について生じた損失</u></p>	<p><u>八</u> 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、この約款の引受対象について日本貿易保険が別に定める条件を満たさない輸出契約について保険契約が締結された場合において生じた損失</p>	
<p>第6条（略）</p>	<p>第6条（略）</p>	
<p>（保険契約の解除）</p> <p>第7条 日本貿易保険は、第16条第2項、第17条第4項及び第6項並びに第18条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約に関して不正競争防止法又は<u>刑法の贈賄に関する規定に違反したとき</u></p> <p>二～三（略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>（保険契約の解除）</p> <p>第7条 日本貿易保険は、第16条第2項、第17条第4項及び第6項並びに第18条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約に関して不正競争防止法（<u>平成5年法律第47号</u>）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二～三（略）</p> <p>2～3（略）</p>	
<p>第8条（略）</p>	<p>第8条（略）</p>	
<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務</p> <p>第9条～第17条（略）</p>	<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務</p> <p>第9条～第17条（略）</p>	
<p>（贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等）</p> <p>第17条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び<u>刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</u></p> <p><u>2 被保険者等が輸出契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u></p>	<p>（贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務）</p> <p>第17条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p>	
<p>第5章（略）</p>	<p>第5章（略）</p>	

新	旧	備考
<p>第6章 保険金の支払 第20条～第21条 (略)</p>	<p>第6章 保険金の支払 第20条～第21条 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効) 第22条 保険金請求権は、決済期限(第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日)から<u>3</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 (略)</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効) 第22条 保険金請求権は、決済期限(第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日)から<u>2</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 (略)</p>	
<p>第23条～第25条 (略)</p>	<p>第23条～第25条 (略)</p>	
<p>第7章 (略)</p>	<p>第7章 (略)</p>	
<p>第8章 雑則 第33条～第36条 (略)</p>	<p>第8章 雑則 第33条～第36条 (略)</p>	
<p>(約款の改正) 第37条 <u>日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u></p>		
<p>(手続事項) 第38条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</p>	<p>(手続事項) 第37条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</p>	
<p>(準拠法令) 第39条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(準拠法令) 第38条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	